

●一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた 取り組みなどを実施しています。 現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。 当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。 一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に 必要な医薬品が提供しやすくなります。 一般名処方について、ご不明な点などがありましたらスタッフまでご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

★ 一般名処方とは お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。 これにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。

一般名処方加算Ⅰ 10点 一般名処方加算Ⅱ 8点

●明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解ください。なお、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨 お申し出ください。

●夜間早朝加算

下記の時間帯に受付を行った場合は予約の有無を問わず夜間早朝等加算の対象となりますのでご理解のほど、よろしくお願いいたします。

日曜日：9:00～12:00 14:00～18:00

初診・再診時（50点）

●情報通信を用いた診療に係る掲示

- ・当院では、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（厚生労働省）を遵守し、オンライン診療を実施しています。
- ・情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬を処方しません。

●医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

初診：1点 再診（3月に1回）：1点

●医療DX推進体制整備加算に係る院内掲示

当院では、令和7年4月1日の診療報酬改定に伴う医療DX推進体制整備について、次のとおりの対応を実施しております。

- ① 診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等は、診療を行う診察室または処置室において、医師が閲覧または活用できる体制を有しています。
- ④ 電子処方箋管理サービスに基づく電子処方箋を行う体制を有しています。
- ⑤ 電子カルテ共有サービスを活用できる体制について、電子カルテメーカーと協議を行っております（令和8年5月31日までの経過措置）。
- ⑥ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するために十分な情報の取得・活用して診察を行うことについて、院内の見やすい場所等に掲示しております。
- ⑦ 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへ掲載しております。

●時間外対応加算について

当院を継続的に受診している患者様からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制を整えております。標榜時間外における電話でのお問い合わせは「022-395-5215」におかけください。

＊緊急を要さない問い合わせに関しては、診療時間内にお問い合わせください。

当院は東北厚生局長に下記の届出をおこなっております。

【基本診療料の施設基準等に係る届出】

・情報通信機器を用いた診療

- ・ 医療DX推進体制整備加算
- ・ 外来感染対策向上加算
- ・ 時間外対応加算1

【特掲診療料の施設基準等に係る届出】

- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 在宅時医学総合管理料
- ・ 施設入居時医学総合管理料
- ・ 在宅患者訪問診療料

佐瀬総合診療所
院長 佐瀬 友彦